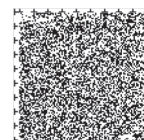
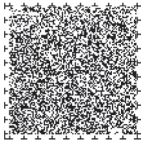


---

# 第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

---





# 第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

## 1 計画策定の経緯

### (1) 都における福祉のまちづくりの取組

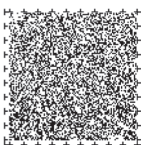
都は、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現に向けて、平成7年に東京都福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」という。）を制定し、都独自の整備基準による施設の整備や、教育及び学習の振興、事業者や都民への情報提供等に取り組んできました。平成21年には、それまで取り組んできた、高齢者や障害者に対する様々なバリアを取り除くという「バリアフリー<sup>\*1</sup>」の視点から、全ての人にとってより快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリアを生み出さないようにする「ユニバーサルデザイン<sup>\*2</sup>」を基本理念とした条例へと福祉のまちづくり条例を改正しました。

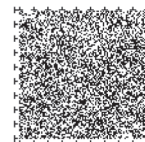
また、福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、全庁横断的な推進計画として、平成10年に東京都福祉のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、その後5年毎に推進計画を改定しながら、建築物や公共交通施設、歩道、公園等のバリアフリー化に加え、心のバリアフリーや情報のバリアフリーなど、ハード・ソフトの両面から様々な取組を推進してきました。

### (2) 新たな推進計画策定に向けて

福祉のまちづくり条例に基づき設置した、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）は、東京に集う全ての人が自らの意思で暮らし、社会参加し、自己実現を図ることができる社会の実現に向け、高齢者や障害者等の当事者や関係団体等が長い時間をかけて福祉のまちづくりを築きあげてきた経緯を踏まえ、これまで多くの提言を積み重ねてきました。

令和5年1月、第13期協議会から、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の開催を契機としたこれまでの取組の成果を踏まえつつ、10年後の東京を見据えて、「東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開」、「共生社会の実現に向けた心のバリアフリーの理解促進」、





「誰でも利用目的どおりに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実」、「生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進」、「防災対策や観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進」の5つの項目に係る課題と方向性について意見具申がなされました。

また、令和5年11月、第14期協議会から、前期の推進計画の計画期間における実施状況の評価や福祉のまちづくりに関する都民の意識調査結果を踏まえ、「東京都福祉のまちづくり推進計画策定の基本的考え方」と題した意見具申がなされました。意見具申では、交通機関、道路、建築物等において、施設や環境の整備を行うとともに、合理的配慮の提供や情報保障を行うなど、ハード・ソフト一体的なバリアフリーを推進すること、情報バリアフリー環境の構築や心のバリアフリーの理解促進などソフト面の取組を更に充実させることなど、今後、福祉のまちづくりを総合的に推進していくための課題を整理し、次期推進計画で取り組むべき施策の方向性について示されました。

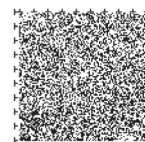
また、近年の障害者関係法令の整備を契機に、社会生活における様々な場面での障害者への差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について位置付けられてきましたが、障害者といっても、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害、精神障害、内部障害、難病など多様な障害特性があり、障害者手帳のない人もいます。高齢者については、加齢や疾病等による視覚や聴覚、身体等の機能低下は個人によって異なり、何らかの認知症の症状を有する人も増加しています。他にも、妊産婦、乳幼児連れ、子供、外国人等のニーズも多様化してきており、様々な配慮が求められています。

都は、上記の意見具申等を踏まえ、利用者の視点に立った環境整備や取組を加速させるとともに、東京2025デフリンピック<sup>\*3</sup>も見据え、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを更に推進するため、計画を検討してきました。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画策定の趣旨

推進計画は、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたま



ちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例第7条に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定します。

## (2) 計画期間

第14期意見具申「東京都福祉のまちづくり推進計画策定の考え方」を踏まえ、ハード・ソフト一体的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を加速することができるよう、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

## (3) 関連する他の計画との関係

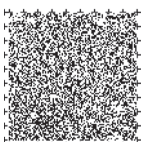
福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人を対象にしており、あらゆる施策の中に当然の視点として組み込んでいくことが重要です。推進計画の策定に当たっては、福祉のまちづくりを推進する上で必要な施策や他の計画と相互に連携していく必要があります。

## 3 計画の目標

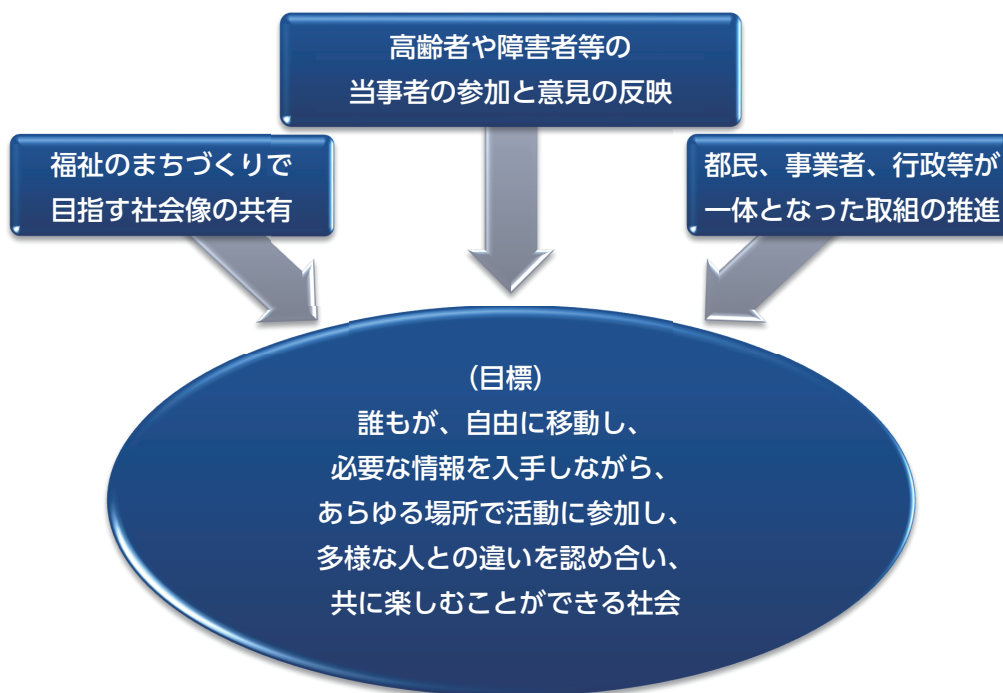
本推進計画では、ユニバーサルデザインが浸透した都市東京を目指して、「都民一人ひとりが生活する場面を想定して、「誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会」を目標とします。

この目標を達成するためには、東京2020大会の開催を契機として進展した、ハード・ソフト両面からの取組を都市のレガシーとして継承・発展できるよう、利用者の視点に立った環境整備を一層進めるとともに、東京2025デフリンピックやその先を見据えて、国籍や障害の有無に関わらず、施設やまちにおけるハード面のバリアフリー化とソフト面の情報バリアフリー、心のバリアフリーの取組を更に推進していく必要があります。

また、推進に当たり留意すべき3つのポイントとして、「福祉のまちづくりで目指す社会像の共有」、「高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映」、「都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進」を踏まえつつ、一層の施策の充実を図っていきます。



(目標と推進に当たり留意すべき3つのポイント)



## 4 5つの視点

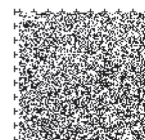
次の5つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

### (1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、公共交通施設等を中心とした地区等において面的・連続的な環境整備を進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していきます。

### (2) 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人々が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、障害者等の当事者参画の取組により利用者の視点に立って、建築物や公園等のバリアフリー化を一層進めるとともに、多様な利用者に配慮した施設サービスの提供、分かりやすい情報提供等を推進していきます。



### (3) 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

情報の入手が困難な人も含めて誰でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段により分かりやすい情報提供を行うとともに、誰でも円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、環境整備を推進していきます。

### (4) 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、ハード面のバリアフリー化に加えて、全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境の構築を推進していきます。

### (5) 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

令和6年能登半島地震の発生も踏まえ、大規模災害の発生時に想定されるあらゆる場面で、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者等への対応等が着実に実践できるよう、事前の備えや応急対策の計画立案等を加速させるとともに、日常生活での事故防止を図っていきます。

## 5 計画の推進体制

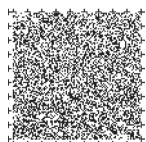
福祉のまちづくりを推進するためには、都、区市町村、事業者、都民など地域社会の様々な活動主体が、理解と協力のもと、一体となって推進することが重要です。

また、それぞれが果たす役割と責任を明確に認識し、主体的に行動し、互いに協働して進めていくことが必要です。

### (1) 都の役割

都は、全ての人が自由に移動し、平等に社会参加できるよう、区市町村、事業者及び都民の参加と協力の下に、広域的な観点から福祉のまちづくりを一体的に推進しています。このため、次の役割が求められています。

- ・福祉のまちづくり推進の仕組みづくりを進めること
- ・都立施設について、施設運営者として施設整備や施設サービスの提供を図ること
- ・区市町村が地域における福祉のまちづくりの推進主体として最大限役割を発揮できるよう、区市町村の取組を効果的に支援すること





- ・都民、事業者等の福祉のまちづくりへの理解と主体的な活動を促進するため、意識の醸成、情報の提供及び技術的支援をすること

## (2) 区市町村の役割

区市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、地域の特性やニーズに応じた福祉のまちづくりを推進することとされています。このため、次の役割が求められています。

- ・住民等の参加の下、地域における福祉のまちづくり推進体制を整備すること
- ・区市町村立施設について、施設運営者として施設整備や施設サービスの提供を図ること

## (3) 事業者の役割

都市施設<sup>※4</sup>を所有し管理する事業者は、行政や他の事業者と連携、協働して、高齢者や障害者を含む全ての人々が安全かつ円滑に施設を利用できるように努めることとされています。このため、次の役割が求められています。

- ・自らが所有・管理する施設、物品及び提供するサービスなどについて、法令や条例等の趣旨を十分に踏まえた取組を実施すること

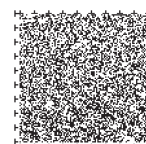
## (4) 都民の役割

都民は、福祉のまちづくり推進のため、高齢者や障害者を含めた全ての人にとって暮らしやすく、訪れやすいまちづくりへの理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、それを進める取組に積極的に参加し、相互に協力することが求められています。

## 6 計画の進行管理

福祉のまちづくりを効果的に進めるため、計画に盛り込む分野別の施策の方向性や事業の目標を設定し、結果だけではなく、プロセス（過程）も重視して評価を行い、それに基づき新たな施策を講じる、スパイラルアップ<sup>※5</sup>の仕組みによる進行管理を行います。

ユニバーサルデザインの考え方に立って施設の環境整備やまちづくりを進めていくためには、利用者の様々な行動特性や利用実態を理解し、把握する必要があります。施設



の新設や大規模な改修等を行う場合には、運営事業者や設計者は、計画・設計・施工・完成後の各段階において、障害等の当事者を含めた多様な利用者等との意見交換で得た情報や課題等の収集と蓄積を行い、活用していくことが重要です。

また、誰もが利用目的どおりに施設や設備を利用できるように、ハードの設備と一体となった人的サポート等のサービスの提供が必要です。更に、誰もがスムーズに情報を入手できるよう、非常時や緊急時も含めて、適切に必要な情報を提供することが求められます。

こうした観点から、各事業における目標の達成状況について、行政が定期的な評価を実施し、都民の意識調査の考察や利用者の声も踏まえて検証した結果について、事業の改善や実行につなげるとともに、次の計画に反映させることにより、効果的にスパイラルアップを図っていきます。

(参考) スパイラルアップの仕組み

